

赤ちゃんが生まれて初めて受ける検査



「新生児マススクリーニング」とは？

札幌市では現在、年間 15,000 人くらいの赤ちゃんが産まれています。

その中には、見かけは元気でも、栄養を成長や活動のための物質に変化させる「代謝酵素」や、体の発育やはたらきを調節する「ホルモン」が生まれつき欠乏していたり、つくる力が弱い子がいます。そのままでは知能障がいや発育障がいに繋がることや、ときにはショックや肝機能異常で生命にかかわることもあります。早期に発見し、治療を行うことにより、未然に防ぐことができます。

「新生児マススクリーニング」とはその早期発見・治療のために、赤ちゃんから少しだけ血を貰って行う、赤ちゃんにとって生まれて初めて受ける検査なのです。

検査結果あれこれ

検査では、赤ちゃんの血に含まれるアミノ酸やホルモンの量を測って、その多さや割合から病気の疑いがあるかどうかを調べます。その結果には「**正常**」の他に、「**要再検**」や「**要精査**」という耳慣れないものがあります。

【要再検】…残念ながら今の技術では確実に正常と判定できない場合です。また赤ちゃんから少しだけ血を貰い、念のためもう一度同じ検査を行います。

【要精査】…病気の疑いがある場合であり、専門の小児医療機関で精密検査を受ける必要があります。その際衛生研究所では専門の先生と直接連絡を取って協力しあい、速やかに赤ちゃんを診てもらえるよう体制を整えます。

なお、「新生児マススクリーニング」対象の病気はごく稀な病気であり、「**要再検**」や「**要精査**」となった赤ちゃんが、必ず病気ということはありません。専門の先生に診てもらった結果、病気ではなかったということも多いのです。

日々気を遣っていること

「**要再検**」や「**要精査**」を告げられたお母さんは、いきなりのことでびっくりするでしょう。病気なのか、そうでないか分かるまでの不安は計り知れないものがありますし、赤ちゃんを連れて病院へ行くのも一苦勞です。ですから、病気を見逃してしまう「偽陰性」はもちろん、「**要再検**」や「**要精査**」の結果病気ではなかったという「偽陽性」も可能な限り少なくしなければなりません。そのためには今行っている検査を常に見直して改良したり、新しい方法を開発する必要があります。

私達「母子スクリーニング検査係」では、今日産まれた一人ひとりの赤ちゃんの検査はもちろん、これから産まれる赤ちゃんのために日々検査法の改善を試みています。

新生児マススクリーニングのもっと詳しい情報は…

札幌市 新生児マススクリーニング

検索

食物アレルギー表示に、アーモンドが追加



食物アレルギーをもつ人が、アレルゲン(アレルギーの原因となる物質)を含む食品を食べると、体はこれを異物と判断し、免疫が強く働きすぎてしまいます。その結果、じんましんや腹痛などが起き、呼吸困難などで命にかかわる事もあります。食物アレルギーの人にとっては、危険を避けるために、加工食品の原材料が正確に表示されていることがとても大切なのです。

加工食品の食物アレルギー表示制度には、「特定原材料」(症例が多く、強い症状が出る可能性が高い食品)と、「特定原材料に準ずるもの」(特定原材料ほどではないが症例が多い食品)が定められています。

特定原材料については、表示義務があります。一方、「特定原材料に準ずるもの」については、表示することが望ましいとされています。国は定期的な調査を行って、国内で発生した食物アレルギーの症

例について詳しく調べています。2018年度の最新の調査報告では、「木の実類(ナッツ類)」を原因とするアレルギーが、前回の調査と比べて5%近くも増加しました。

2019年9月、消費者庁はこの調査結果にもとづき、特定原材料に準ずるものに、**アーモンド**を追加しました。

この報告では、くるみによるアレルギーも増加していることがわかっており、特定原材料の表示については、今後も注目していく必要がありそうです。

特定原材料 7品目 (表示義務あり)	特定原材料に準ずるもの 21品目 (表示は努力目標)
えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン



医薬品と環境



病気の治療をするために、また健康を維持するために、様々な薬が使われています。体に入った薬は、体内で代謝されますが、一部は分解せずに、または形を変えて体外に排出されます。これらは下水を通して最終的に下水処理場に行きつきます。下水処理場では多くの汚染物質を処理していますが、医薬品の中には下水処理で十分に処理しきれない物質もあります。処理しきれないものは放流水とともに環境中に出てきます。

環境中に放出された医薬品は、食物連鎖に影響を与えたり、特定の薬剤に耐性を持つ細菌を環境中で発生させてしまう可能性があります。

このような環境リスクを調査するうえで、このよう

な影響がどの程度の濃度で起きるかを調べるとともに、医薬品が環境中にどのくらい存在しているかを調べることは重要です。国では化学物質環境実態調査という名前で、医薬品を含め多くの化学物質を対象に分析方法の開発や環境中での濃度を調査しています。

札幌市でもこの調査に参加して、近年では高血圧の薬であるアジルサルタン、抗菌医薬品のレボフロキサシンの分析法開発や環境中の調査を行っています。化学物質環境実態調査の結果につきましては <http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html> に掲載されています。

施設見学のご案内

- 見学ご希望の方は、右記まで事前にご連絡ください。
- ご見学は、できるだけ10名以上の団体をお願いします。
- 当所には来客用駐車場がありませんので、車での来所はご遠慮願います。

■ 編集・発行

札幌市衛生研究所
〒003-8505 札幌市白石区
菊水9条1丁目

TEL 011-841-2341 FAX 011-841-7073
URL <http://www.city.sapporo.jp/eiken/>



さっぽろ市
02-F07-20-706
R2-2-532